

技術資料作成上の留意事項

工 事 名：市道鵜方立神線 道路整備工事

技術資料の各評価項目の記述方法及び評価方法については、総合評価方式（簡易型）評価項目一覧に記載の他、以下のとおりとします。

1. 技術資料届出書について

(1) すべての評価項目について提案を行ってください。

※評価項目の全部又は一部において提案がない場合は、入札に参加できませんので、注意してください。

2. 企業要件について（様式－3、4）

(1) 全般

様式－3にかかる各評価項目の実績の有無等の評価は、技術資料の申請日を基準として行います。実績の有無等において、○の付け忘れ、付け間違いは、実績等がないものとみなしますので、注意してください。

なお、申請された値等に事実と相違が認められた場合、評価点は事実に合わせた評価を行います。この場合、下方評価はしますが上方評価はしません。

(2) 評価対象工事の工事実績

様式－4にかかる評価対象工事の工事実績は、平成13年4月1日以降平成23年5月31日まで（過去10年間）に完成し、かつ、引渡しが済んでいる工事とします。

また、評価対象工事の有無について、○の付け忘れは、実績が無いものとみなしますので、注意してください。

(3) 手持ち工事量

1) 「当該部門に係る1級技術者数」については、「平成23年度 志摩市建設工事発注標準に基づく格付け通知に記載された技術者の人数」とします。なお、登録された人数を下回った場合は、現況の技術者数を申告してください。当該部門以外の手持ち工事については、記入の必要はありません。

2) 「手持ち工事」とは、技術資料の申請日が契約工期末日又は完成検査の合格日（引き渡し日）のいずれか早い日を経過していない工事をいいます。このため、契約工期内で工事の完成検査が終了し、合格（引渡日）の翌日以降に技術資料が提出された場合は、手持ち工事となりません。この場合には、工事の完成が確認できる書類（完成認定書等の写し）を添付してください。なお、技術資料の申請時点において、

契約が締結されているが、コリンズ登録手続き中等の理由によりコリンズ未登録工事については、手持ち工事に含みますので、申告してください。

(4) 災害協定の評価

「災害協定の実績」は、前年度と、当該年度については技術資料の申請日までの防災協定締結を対象とします。協定書等の内容及び登録企業の確認は、協定書等の写しの提出により行います。なお、協定を社団法人等の団体が締結している場合は、団体の長が発行した、申請者が一定の役割を負っていることを証する証明書の写しも併せて提出してください。災害協定の実績については、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されているものを対象とします。

3. 技術者要件について（様式－5）

- (1) 配置予定技術者の工事実績を記載してください。
- (2) 様式－5にかかる評価対象工事の工事実績は、対象工事の全期間を主任（監理）技術者として従事し、平成13年4月1日以降平成23年5月31日まで（過去10年間）に完成し、かつ、引渡しが済んでいる工事とします。
- (3) 配置予定技術者の氏名、生年月日は「実績無」の場合でも必ず記入してください。記入の無い場合は、評価項目の提案が無い場合と同様に取り扱い、入札に参加できません。なお、申請された記述等に事実と相違が認められた場合、評価点は事実に合わせた評価を行います。この場合、下方評価はしますが上方評価はしません。
また、「評価対象工事の有無」において、○の付け忘れは、実績等が無いものとみなしますので、注意してください。
- (4) 配置予定技術者を複数届け出る場合は、様式－5を技術者ごとに作成してください。この場合の技術者要件の評価は、それらの中で工事実績の最も低い者を評価対象とします。

4. 評価方法について

各評価項目の評価にあたっては、提出資料により判断できない場合は加点しません。

5. その他評価項目添付資料については、三重県発注工事と同様としますので、下記アドレスを参照して下さい。

※三重県ホームページ⇒県の組織⇒県土整備部（本庁）入札管理室（お知らせ・行政情報）⇒総合評価による入札での評価項目添付資料について

<http://www.pref.mie.jp/TOPICS/201004014510.pdf>